

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和5年8月25日(火) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 1階 研修室1～4

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 欠 席
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 欠 席	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 前田 篤史 木場 香 中山 楓

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
 - (1) 農地の合意解約について(農地法第18条6項)
 - (2) 農地改良届出書について
5. 議 事
 - 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第13号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
 - 議案第14号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
 - 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
6. その他

事務局長	<p>ただいまより、8月期の農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日はですね、3番の福田委員さんと9番の入江委員さんがお休みです。そして推進委員さんからは福田誠一さんがお休みとなっております。</p>
議長	<p>皆さんこんにちは。非常に暑い日が続く中でお疲れの所ご出席をいただきましてありがとうございます。今後ですね10月の研修とか今日もちょっとお話があると思いますので、それから30日の県央地区の研修ということでちょっといろいろありますけども、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。</p>
議長	<p>では早速ですけども総会の方に入らせていただきたいと思います。よろしくお願います。</p> <p>それでは3番の議事録署名委員の指名についてということで、8番の西田委員、それから10番の川井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願います。</p>
議長	<p>4番の報告事項(1)農地の合意解約についてということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい3ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法関係事務処理要領の第9の3の(3)の規定により、通知があったことを報告します。</p> <p>解約の通知です。中岳郷の1130-1。樹園地茶畑1筆で4,304㎡。貸付でしたけれども、合意解約ということで提出されております。右の方に書いておりますけれども、所有者移転のためということで議案第12号3条の申請のところでもまた同じところ出てくるんですけども、所有権移転を別の方にするために一旦解約をすると。その移転後に再設定をするかはまだですね、確認しないといけないんですけども、一旦解約というための合意解約書を出されております。</p> <p>場所につきましては4ページに航空写真を付けております。茶畑なんですけど、この辺一体嬉野市の方が借りて作られてるんですけども、その一部を解約となっております。報告は以上です。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。この件に関しましてご質問とかございましたら。ないようでしたら次の方へ進めさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>(2)農地改良届出書についてということで事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>はい、5ページご覧ください。東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記の通り提出されたので報告する。ということで、1件です。中尾郷の赤坊南211-9、211-15、225、225-2畑1筆、茶畑が3筆。合計で1,982㎡。改良の届出です。着工予定日は令和5年の9月1日。今日現地確認に行ったら施工はもうすでにされてたんですけども、ちょっと造成とかは今日以降にして頂くという話に</p>

	<p>しております。完了が来年の3月31日。茶の定植後ですね。改良の目的については、茶畑の改植に伴い、切土・盛土等の造成を行う。同意書の取得状況を一番右に書いてありますけれども、改良するところの所有者の同意、本人さんの名義以外で225番がAさん、225-2がBさんって方ではないんですけれども、家族になられるということで、この方が同意を取られております。隣接農地の同意につきましては、隣接農地の所有者さんと耕作者さんからとられております。</p> <p>まず場所が6ページについております。中尾の赤坊になるんですけれども、6ページのわからない人にはわからないかもしれないんですけども、上のところの赤枠のところを改良するところが6ページ下の所です。矢印と田んぼにつきましては7ページ、8ページの写真の方になっております。7ページの写真で赤字で書いてある所が改良を実際される場所ですね。3番の写真で225って書いてあるちょっと高いところがあるんですけれども、ここを切って今茶が植えてある所を全体的にちょっと上げるというような感じの、簡単に言うとそういう内容になっております。</p> <p>9ページにつきましては、改良の届出書ですね。内容がほぼ一緒なので省略します。10ページが被害防除計画書。盛土、切土を最高2m。土留め工事をするとかですね、近傍農地より2m～5メートル下がっているため、日照、通風、耕作等に影響はないということで提出されております。11ページにつきましてはですね、赤で塗ってある所が盛土する所、青で塗ってある所が切土する所。さっき言ったように、225がちょっと高いので、そこを切って全体的に赤の所を上げると、黄色の枠で書いてあるのがこういう感じで、今のところ茶畑を配置しようかなと計画をされているというふうになっております。</p> <p>12ページが断面図ですね。ちょっとわかりにくいんですけども、青が改良前ですね。赤が改良した後ってということで、Bの断面図でさっき言った225番がですねAの所にあるんですけれども、1.5mぐらい高いところを下げるとすると。全体的にそういう内容で断面も取られております。簡単ですけども報告は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。この現場につきましてはですね、今日現地確認を行っております。地元委員の福田さんがお休みですので、推進委員の森さんなんかありましたらお願いしたいと思います。</p>
森土雄委員	<p>推進委員の森です。地区番号6番ですね。今日立会をさせていただいたんですけど、別に問題は無いんですが、水路があってそこは現状そのまま使われるということで、別に問題は無いんじゃないかと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本日当番として山口委員さんと森計人委員さんと現地確認をして頂いております。何か説明がありましたらお願いしたいと思いますけれども。</p>

山口委員	<p>6 番の山口です。今日はですね会長、事務局長、事務局、担当委員さんと立ち会ったんですけども、7 ページ 8 ページを開いてもらっていいですか。7 ページの③です。ここの 225 というのが切られて下に盛るといってお話なんですけど、211-11 って上の方に茶畑がありますよね。そこがちょっと高めなので心配して話をさせてもらったんですけども、225 の所に防霜ファンの支柱がありますよね。そこら辺から切土をしますのということだったので、ここの茶畑の被害はいなということで話を聞きました。</p> <p>それと先程森委員さんが言われた 8 ページの⑤の左側にブロックが積まれてるところ、そこから水がわいて出てきてますので、雨が降った時ここからかなり水が増えてるなというので皆さんでここは残して下さいということで、本人さんもわかってますということで承諾してもらって、あとは問題ないと思います。以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。引続き森委員さんお願いします。
森計人委員	7 番森です。今皆さんおっしゃった通りで、私もこの件に関して問題ないので大丈夫かと思いました。以上です。
議長	<p>はい、ありがとうございました。今、現況を説明して頂きましたけれども、皆さん方から何か質問がございましたらお受けしますけれども。</p> <p>ないようでしたら改良届という事で報告事項ということで進めさせていただきます。</p>
議長	続きまして議事の方に入っていきたいと思います。議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>はい、13 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。</p> <p>2 件ございまして、1 件目が先程説明した解約の所ですね、所有権移転無償ということで贈与です。中岳郷の 1130 番 1、茶畑 1 筆 4,304 m²。駄地郷の譲渡人さんから佐世保市の譲受人さんへ。ご親戚になられるようなんですけども、所有者移転となっております。</p> <p>申請事由ですけども、令和 5 年 7 月に譲渡人さんが相続をして、名義をちょっと整理しているところのようです。譲受人さんにつきましては、水稻を別で作られるということで、その方所有の機械もいくつかあるということで、特に問題ないかなということで出しております。</p> <p>2 件目ですね、こちらも贈与ですけども、蔵本の 1459-1、1459-2、1459-6、1476-3、1476-4。田 5 筆 1,068.45 m²ですね。福岡県の譲渡人さんから、蔵本郷の譲受</p>

<p>議長</p>	<p>人さんへ。申請事由の所に書いてありますけれども、平成 31 年に譲渡人さんが相続されたんですけれども、今自衛隊の方だったと思うんですけれども、遠方において管理はできないということで、下に以前より譲受人さんが耕作中と書いておりますけれども、おそらく 5 年ぐらいで忘れちゃったので、もう相続した時点ぐらいからずっと耕作をされてるのかなと思います。</p> <p>場所につきましては、14 ページ、15 ページですね。14 ページはさっきと一緒に。15 ページの所は、昨年度農地改良されてるところです。1459-1 番はですね、改良でかさ上げをされたところで、譲受人さんがその時も申請はされてるんですけれども、今回所有権を移転するという申請になっております。説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。それでは 1 番の件につきまして地元委員さん辺りから何か追加説明とかございましたらお願いしたいと思っておりますけれども。出口委員さんですかね、何もありませんか。</p> <p>そしたら推進委員の皆さん方から質問とかございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、何かないでしょうか。ないようでしたら、1 番に関しまして採決を取りたいと思っております。この件に関しまして問題ないと賛成と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めさせて頂きたいと思っております。</p> <p>続きまして 2 番の件に関しまして、地元の委員さん補足とかございましたらお願いしたいと思っておりますけれども、何かないでしょうか。</p> <p>森田委員さんなんかないでしょうか。</p>
<p>森田委員</p>	<p>去年周りとの道路との関係で立会いをしたときに、ここは譲受人さんが借りているという格好にしてたんですけれども、周りがしっかりしてるので問題ないと思っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。その他何かご質問とかございましたらお願いしたいと思っておりますけれども。皆さんから何か質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に入りたいと思っております。2 番に関しまして問題ないと許可するという方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めさせて頂きたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第 13 号、農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、16 ページをご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(所有権移転)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>所有権移転売買です。蔵本郷の 1318 番、田 1 筆 1,064 m²。売買となっております。水田で以前から隣地の 1319 番を含めて譲受人さんが耕作されていたようです。中間管理事業で 10 月まで借受をされてたんですけども、その終期も来るということで、このタイミングで売買をされると。反の 100 万円でのやり取りとなっております。場所につきましては 17 ページに記載しております。下の航空写真で、赤枠の左下の 1319 と一緒に耕作をされているようです。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今説明頂きましたけれども、地元委員さん何かないでしょうか。他の推進委員さんの方もご質問等ご意見等がございましたらお聞きしますけれども、何もないでしょうか。ないようでしたら採決に入りたいと思います。1 番に関しまして特に問題ないと思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可することといたします。</p>
議長	<p>続きまして議案第 14 号農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで、2 件ありますので事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、18 ページをご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>2 件あって、1 件目からご説明いたします。中間管理事業での貸借です。瀬戸郷の 924-1。田 1 筆で 1,493 m²。使用貸借権の設定です。5 年間で新規の貸し借り設定です。備考の欄の上にありますけれども、昨年ですね、亡くなられた耕作者さんが借り受けたんですけども、体調不良の時に返還をされたということで、今度新たに借受人さんが借りられるという申請になっております。場所につきましては 19 ページの所になります。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。この 1 番に関しまして、地元委員さんまたは委員さんから質問とか補足とかございましたらお願いしたいと思っておりますけども。林田委員さんお願いします。</p>
林田委員	<p>5 番の林田です。前耕作者さんが正月前に体調を崩されてもう作りきらんということで私の方に連絡がきまして、一応貸付人さんと話はしまして解約をするということになりまして、その後ですね誰か作らんかなって耕作者を探してたんですけども、借受人さんが作ってもいいということで。もう借受はもう去年の 4 月くらいに一応借り受けて田んぼを作っておられるんですよ。それが貸付人さん</p>

	<p>がなかなか出すのが遅れたということで今回になったんですけど、特に周りも問題は無いかなと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。この件に関しましてご質問とか他にございましたらお受けしますけれども、何もないでしょうか。それでは採決の方に入りたいと思います。この件に関しまして賛成と思われる方は挙手を以ってお願いします。 (挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可することといたします。しばらくお待ちください。</p>
議長	<p>それでは引き続きですね2番の方の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>はい、18ページの下の段ですね。法音寺郷の848-1、849。田2筆で2,383㎡。こちらも使用貸借権の設定です。10年間で水田新規貸付ということで、右の備考欄に書いてありますけれども、8月の16日に先日ですけれども、借受人のお父さんが借り受けていたんですけれども、更新をするタイミングでお子さんの名義に変更するということで、出されております。20ページが場所ですね。848-1と849、そして右側ですね846-1もですね借受人のお父さんの所有地ということで、ここも一緒に耕作をされております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。2番につきまして地元委員さん推進委員さん補足とかありましたら。</p>
川井委員	<p>本人と話をしましたけど、作るのは続けて変わらず、ただ息子に名義に変更するだけということでした。</p>
議長	<p>今説明のとおりですね、お父さんの名前から息子さんの名前に変えるという事だけだそうです。その他に何かご質問とかありましたらお受けしますけれども、ないでしょうか。ないようでしたら2番について採決を取りたいと思います。2番の件につきまして賛成と思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。賛成多数で許可する方向で進めさせていただきます。</p>
議長	<p>続きまして、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、21ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要綱の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。</p>

	<p>所有権移転贈与となっています。三根郷の 1733-1 番。田 1 筆 613 m²。親子になれるんですけども、その贈与となっております。転用事由が一般個人住宅建築のための転用となっております。備考欄にちょっと小さく書いているんですけど、これは一般個人住宅は基本 500 m²以内というのが県の事務指針で定められていますので、後で書類が出てきますので、そこで説明をさせていただきます。</p> <p>22 ページが場所ですね。山田の入り口からちょっと入ったところで譲渡人さんのご自宅のすぐ近くのところとなっております。譲渡人さんのご自宅の道を挟んですぐということ。23 ページが写真ですね。赤の 1733-1 が申請地です。もう既に平の土地ですね、特に造成も予定はないということでした。24 ページが許可の申請書です。ちょっと見にくいっていうのもあって、ちょっと説明は省略します。25 ページが被害防除計画書ですね。現状のまま利用するか土留め工事をする、防護柵を設けるということで、工事の際は防護柵を境界ラインに設け、碎石敷きにするため土砂は流出しない、または隣接部分は土留め工事をする。雨水は底を簡単に設置するというのでそこに流すということでした。汚水・雑排水については下水道に接続予定ということでした。26 ページが構図ですね。黄色の所が申請地で赤道に囲まれて、川ですね橋が架かってるんですけども、こういう感じになっております。</p> <p>27 ページが計画図ですね。奥の方に建物を建てて駐車場があって、川のすぐそばから進入を設けると、スロープの形でなっております。28 ページがさっき言った住宅用地への転用に係る面積超過理由書ということで、下の方に書いてありますけれども、やむを得ず一般専用住宅の面積基準 500 m²を越えております。上記の農地のうち 493 m²を住宅及び駐車場敷地のために使用する。超過部分につきましては、進入路と石積部分であり、住宅敷地としては利用しない部分であるということ、これも県の指針で、乗り入れ部分とか、のり面部分ですね、そういうところがこの面積から除いて良いということで、29 ページに書いてありますけれども、車の絵が描いてある所ですね、この進入道路部分と丸でいっぱい書いてある所ですね。これが石積部分ということでこの部分を除いたら 500 m²以内にきちんと収まりますということで出されております。</p> <p>30 ページが土地選定に関する調書ということで、代替地を検討しましたかということなんですけども、親も高齢で何があるかわからないということで、家の近くがいいとかですね、予算が合わずとかそういう理由でやっぱりこしかないですというような内容になっております。31 ページが平面図、32 ページが立面図ですね。33 ページが隣接農地の承諾書で 4 月から新しくした同意書ですね。きちんと取られております。説明は以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。この件に関しましてもですね、午前中に現地確認を行っております。まず地元委員の森委員さんをお願いします。
森計人委員	森です。午前中にですね会長と事務局長と事務局と立ち会いをさせていただきます。

	<p>した。場所がですね大体整地できている状態で、一番の写真の奥から川を流すということで周りも承諾書も承諾を頂いてますし、問題ないかと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。本日一緒に現地確認に行った山口さん何かありましたらお願いします。</p>
山口委員	<p>6番の山口です。今日はですね森さんが言われた通り会長、事務局、事務局長、地元委員さんと現地調査をしてきました。23ページを開けてもらってよろしいでしょうか。③ですね、黄色の1734-1が他の方の農地なんですけど、その間に水が流れているように見えますよね。この水が今度建てられる予定の1733-1の排水がこっちまで流れてきたらまずいかなということでお伺いしたらですね、ちょうどお父さんの土地の境界と今度建てられる農地の所に排水をされてですね、山田川ですかねそちらの方に排水するというので、隣の農地には何も問題ないかなと思って聞いております。</p> <p>それと26ページを開けてもらっていいですか。黄色でつけてあるのが今回の申請農地ですよ。その下に1733-2、これもお父さんの土地なんですよ、それで今回宅地にされると下の農地に行けないんじゃないですかとお話をしたら、山田川の方にですね今事務局が進入路ということで27ページに書いてもらってるその所からトラクターとか機械を入れるようにしますということで、下の農地もちゃんと通れるようされるようなので、ほぼ何も問題ないかなということ話を聞きました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今回は地元委員として推進委員の松葉委員さん、前平委員さんにも来ていただいておりますけども、何かありましたらお願いします。</p>
松葉委員	<p>4番の松葉です。今朝ですね私も地元推進委員として立会をさせていただきましたけども、何も問題は無かったと思います。私はですね譲受人とはいとこになりましてどちらかと言えばお願いをする立場でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
前平委員	<p>私も特にないです。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>以上で現地確認をして頂いた皆様方の報告でありますけども、他の委員さんの方から質問とか、ご意見とかございましたらお受けしますが、何かないでしょうか。山口委員さんがおっしゃったように特段問題ないかなと、問題になる所がないなという感じなんですけれども、何もないようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。</p>

	<p>それではこの件に関しまして、許可相当ということで認められるということと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可相当ということで県の方へ申達したいと思います。議事につきましては以上です。</p>
議長	<p>今回ですね報告事項の方で改良届が1件でしたけれども、今後また増えてくると思いますけれども、非常に簡易な部分につきましてはですね、事務局判断の元に現地確認は図面上でしっかり事務局と私だけ行ってみたいとかしてちょっと現状の確認をしながらですね、数を減らすためにやるんじゃないかと、簡易なところはそういう形で持っていきたいと思います。非常に微妙なところにつきましてはですね今まで通り現地確認をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	<p>それでは6番のですねその他の件ですけれども、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>まず8月30日の県央地区の研修会についてなんですけれども、この紙ですね、参加する予定の方だけ配っております。当日資料で使うこの業務必携が参加されない予定の方だけ配っております。これは当日も事務局から持っていくしますので忘れないようにですね、こちらで準備して持っていきたいと思います。一応内容については前回連絡していた通りとほぼ変わらないんですけども、場所につきましてはシーハット大村の中のさくらホールであります。あと集合時間を12時20分と、バスはこれぐらいの時間に来る予定ですので20分に彼杵児童体育館集合で、出発が30分で10分後ぐらいに千綿の児童体育館に着くだろうということで、40分までには来ておいて下さいねという意味で書いてますので、もう本当に来るまで待つとかは多分しないと思いますので、千綿の児童体育館で乗りたい方はちょっと早めに来ておいて下さい。あとですね、千綿児童体育館利用の予定の方はですね、事務局に必ず事前に連絡お願いいたします。また自家用車で行く方、今の所2名ですね、ご連絡いただいておりますけれども、バスに乗らない方も、必ず事務局に出欠がちょっと取れなくなりますので、連絡お願いいたします。こちらにつきましては説明は以上です。何かご質問とかあるでしょうか。</p> <p>こちらの件については以上です。</p>
事務局	<p>次ですけれども、令和5年度東彼杵町農業委員会視察研修というので、こういう計画でちょっと今進めているので、開催日程につきましては10月の4日から10月の5日。バスを一応抑えてるの状態なので、もうこの日付で出来れば決定したいなと思っております。研修先につきましては天草市農業委員会ということで、まずですね県の農業会議さんにどこかいい所がないですかねと資料を頂きました。それが2枚目に付いてます。両面刷りでですね、多分、九州管内での会議の時の</p>

	<p>何かこういう資料があったんだと思いますけれども、これを流れてきまして、これとまた別で、熊本県で9月の15日に清心委員さんが年金関係の公演をされるということで、熊本県の農業会議さんとその件でちょっとやり取りをしていたので、どこか受け入れてくれそうなどこないですかねとその時に話をしたら、天草市農業委員会さんを紹介して頂いて、ちょっと前に諫早市の農業委員会も同じような内容で研修をしに行ったということもあって、一応内諾を天草市さんから頂いておりますので、これで進めたいなど今思っております。ただですね宿泊もしてくださいと言うことで条件じゃないんですけども天草市にぜひ泊まって下さいねということで話をされましたので、宿泊とか、懇親会についてもここでしょうかなということで、今4番のスケジュールに書いておりますけれども、10月の4日から10月の5日で検討しております。ただですね、10月の5日が今の所全く未定で、また島原半島からフェリーで戻って何か見るとこないかなとかですね、あるいは熊本方面に行くのと回って帰ってくるとか、こう考えてたんですけども、もしですね南島原あたりでお知り合いの所とか、何か見れそうな所を皆さんご存じの所があればですね、教えてもらって何か先に話とかしておいてもらえると決めやすいなど。何もなければまたこちらで適当に組んでいこうかなと思っております。色々工場見学とかそういう農業法人とかなんでも良いですけど。</p>
山口委員	<p>飯盛にですよ、ばれいしょの圃場に選果場があるんですよ。見られて参考になるかわからないですけど、かなり大々的に大きな圃場で飛行機からも見えるぐらい大きな圃場があるですもんね。そこで農協の方に相談して工場見学だけでも行って、あとは工場のところにきれいな道があるのでそこをバスでゆっくり行っても問題ないかなと思います。</p>
事務局	<p>私も何年か前に認定農業者の研修でその辺に行ったと思うんですよ。その時も9月くらいに行ったと思うんですけども、何もなくて暑いなど言いながら、ただ確かに通るだけでも広々しとるなという感じだったので、それもちょっと見当したいと思います。ありがとうございます。他に何かあれば教えてもらえれば検討させてもらいたいと思います。出欠の報告につきましては一応9月8日金曜日までに電話等で事務局にご連絡下さいということで下に書いてはありますが、一応出席でも欠席でもご連絡を頂きたいと思っております。ちょっとお手数なんですけども、数が違うとちょっと困るんです、連絡がなかった場合は欠席ということで受け留めさせていただきますので、出欠のご連絡お願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	<p>今までの何か質問とかないですかね。色々な情報があればですね事務局の方に一報いただければと思います。よろしく申し上げます。 それではこちらからの報告等につきましては以上ですけれども、皆さん方からな</p>

44 : 00	いですか。ないようでしたらこれで終わりたいと思いますけども、次回の総会開催予定日が9月の25日の月曜日ということでよろしく申し上げます。それではですね8月の総会ですが、終了したいと思います。お疲れさまでした。
---------	--

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

8 番

10 番